

第30号議案

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例（平成14年島根県条例第77号）の一部を次のように改正する。

「 財団法人島根県環境保健公社（昭和48年2月24日に財団法人島別表中 根県環境保健公社という名称で設立された法人をいう。） を  
社会福祉法人島根県社会福祉事業団 」

「 財団法人島根県環境保健公社（昭和48年2月24日に財団法人島根県環境保健公社という名称で設立された法人をいう。） に改める。 」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。